

沿岸広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成31年3月15日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 路線名 宮古岩泉線
- 2 供用開始の区間 宮古市板屋二丁目27番56地先から板屋一丁目26番22地先まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月15日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 平成31年3月15日から同年4月15日まで